

連結決算の状況

■業績の状況（連結）

当中間連結会計期間（令和5年4月1日～令和5年9月30日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症に対する規制緩和により持ち直しの動きが見られましたが、一方で、緊迫するウクライナ情勢やインフレの長期化等により不確実性が高い状況が続いています。

当行の経営基盤であります香川県の経済につきましても、コロナによる経済活動の制限の解消を受けた消費回復への期待と同時に、原材料費や燃料価格の高騰の影響への懸念もあり、今後の動向を注視する必要があります。さらに、コロナ関連融資の返済が本格化していく中で、地域金融機関には一層の顧客支援が求められています。

当行では、資金繰りの支援のみならず、本業の収益力を高める支援も含め、お客さまに寄り添ったサポートを行ってまいりました。今後も金融仲介機能を十分に発揮して、地域金融機関としての責務を果たしてまいります。

このような環境のもと、当行はお客さまやトモニホールディングス株主の皆さまの力強いご支援をいただき、従業員一同、力を合わせ業績の伸展に努めました結果、当中間連結会計期間は次のような業績を収めることができました。

イ. 損益の状況

当中間連結会計期間における損益状況は、経常収益は前中間連結会計期間比20億7百万円増加の190億85百万円、経常費用は前中間連結会計期間比15億26百万円増加の144億23百万円となり、この結果、経常利益は前中間連結会計期間比4億82百万円増加の46億62百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前中間連結会計期間比37百万円減少の29億51百万円となりました。

ロ. 主要勘定の状況

当中間連結会計期間末における主要勘定残高の状況は、預金残高は、前連結会計年度末比726億円増加して1兆8,688億円となりました。

貸出金は、前連結会計年度末比437億円増加し、1兆5,375億円となりました。有価証券は、引き続き効率的な運用とリスク管理のバランスに注意しながら取り組みました結果、前連結会計年度末比127億円減少し3,052億円となりました。

ハ. キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の純増等により44,902百万円のプラス（前中間連結会計期間は32,601百万円のマイナス）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入等により16,210百万円のプラス（前中間連結会計期間7,419百万円のマイナス）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い等により389百万円のマイナス（前中間連結会計期間は322百万円のマイナス）となりました。

この結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比60,725百万円増加して245,823百万円となりました。

■主要な経営指標等の推移（連結）

項 目	期 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度
		中間期	中間期	中間期		
連結経常収益	百万円	15,600	15,932	19,085	31,773	33,294
連結経常利益	百万円	3,968	4,180	4,662	8,165	8,994
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,763	2,988	2,951	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	5,584	6,300
連結中間包括利益	百万円	3,698	△3,804	2,328	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	1,600	363
連結純資産額	百万円	123,338	116,410	122,188	120,517	120,238
連結総資産額	百万円	2,056,168	2,059,226	2,158,291	2,049,974	2,060,530
1株当たり純資産額	円	1,601.75	1,515.72	1590.63	1,570.48	1,565.82
1株当たり中間純利益	円	36.51	39.47	39.60	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	73.77	83.24
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.89	5.57	5.57	5.79	5.75
連結自己資本比率（国内基準）	%	9.63	9.50	9.55	9.59	9.47
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	31,666	△32,601	44,902	174	△70,627
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	5,252	△7,419	16,210	△5,629	9,063
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△321	△322	△389	△1,063	△679
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	290,453	206,999	245,823	247,338	185,097
従業員数	人	1,073	1,033	1,010	1,029	1,000
[外、平均臨時従業員数]	人	[168]	[149]	[142]	[165]	[147]

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。
当行は、国内基準を採用しております。
4. 「中間連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおり、当中間連結会計期間より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更しており、令和3年度中間期、令和4年度中間期、令和3年度及び令和4年度については遡及適用後の数値を記載しております。

■セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当行グループは、銀行業を中心とした金融サービス業務を提供しており、銀行業及びリース業を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

事業セグメントの利益は、経常利益としております。また、セグメント間の内部経常収益は、外部顧客に対する経常収益と同一の決定方法による取引価格に基づいた金額であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

令和4年度中間期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	13,696	2,215	15,911	20	15,932	—	15,932
セグメント間の内部経常収益	37	43	81	133	214	△214	—
計	13,734	2,259	15,993	153	16,146	△214	15,932
セグメント利益	4,095	84	4,179	1	4,181	△0	4,180
セグメント資産	2,047,449	17,216	2,064,665	644	2,065,310	△6,084	2,059,226
セグメント負債	1,934,277	14,208	1,948,486	31	1,948,517	△5,702	1,942,815
その他の項目							
減価償却費	403	13	416	1	418	0	419
資金運用収益	11,017	9	11,027	0	11,027	△21	11,005
資金調達費用	253	42	295	—	295	△21	274
特別利益	—	—	—	—	—	—	—
固定資産処分益	—	—	—	—	—	—	—
特別損失	130	—	130	—	130	—	130
減損損失	101	—	101	—	101	—	101
税金費用	1,024	△22	1,001	0	1,002	△0	1,002
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△107	10	△97	△1	△99	△0	△99

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、設備管理業であります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額△6,084百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(3) セグメント負債の調整額△5,702百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(4) 減価償却費の調整額0百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(5) 資金運用収益の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6) 資金調達費用の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去であります。

(7) 税金費用の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

(8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

5. 「中間連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、当中間連結会計期間より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更しており、前中間連結会計期間については遡及適用後の数値を記載しております。

令和5年度中間期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	16,553	2,511	19,065	20	19,085	—	19,085
セグメント間の内部経常収益	38	39	77	134	211	△211	—
計	16,592	2,550	19,143	154	19,297	△211	19,085
セグメント利益	4,533	124	4,657	5	4,663	△0	4,662
セグメント資産	2,145,135	18,401	2,163,536	653	2,164,189	△5,897	2,158,291
セグメント負債	2,026,439	15,200	2,041,639	33	2,041,673	△5,570	2,036,103
その他の項目							
減価償却費	383	17	400	1	402	0	403
資金運用収益	12,226	9	12,236	0	12,236	△21	12,214
資金調達費用	447	43	490	—	490	△21	468
特別利益	0	—	0	—	0	—	0
固定資産処分益	0	—	0	—	0	—	0
特別損失	92	—	92	—	92	—	92
減損損失	84	—	84	—	84	—	84
税金費用	1,530	40	1,571	1	1,572	△0	1,572
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△37	3	△34	△1	△36	△0	△37

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、設備管理業であります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額△5,897百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(3) セグメント負債の調整額△5,570百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(4) 減価償却費の調整額0百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(5) 資金運用収益の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6) 資金調達費用の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去であります。

(7) 税金費用の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

(8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

■リスク管理債権額（連結）

（単位：百万円）

区分	令和4年度中間期	令和5年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,444	5,914
危険債権額	20,353	21,871
三月以上延滞債権額	26	20
貸出条件緩和債権額	1,218	2,128
合計	28,042	29,935
正常債権額	1,448,522	1,543,089
部分直接償却実施額	3,669	3,713
総与信残高（未残）	1,476,565	1,573,024

（注）リスク管理債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

(3) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金のこと。

(4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金のこと。

(5) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

中間連結財務諸表

■ 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)
資産の部		
現金預け金	207,539	246,140
商品有価証券	81	32
金銭の信託	1,019	1,017
有価証券	336,692	305,274
貸出金	1,444,524	1,537,515
外国為替	9,238	5,249
リース債権及びリース投資資産	10,277	11,232
その他資産	22,273	23,144
有形固定資産	27,498	27,411
無形固定資産	404	352
退職給付に係る資産	2,897	3,255
繰延税金資産	3,088	2,795
支払承諾見返	3,257	3,718
貸倒引当金	△9,568	△8,847
資産の部合計	2,059,226	2,158,291

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)
負債の部		
預金	1,799,195	1,868,897
譲渡性預金	28,300	38,350
債券貸借取引受入担保金	9,267	9,452
借入金	84,340	104,388
外国為替	10	12
その他負債	14,541	7,359
賞与引当金	317	328
役員賞与引当金	12	16
退職給付に係る負債	38	41
睡眠預金払戻損失引当金	96	63
偶発損失引当金	76	86
繰延税金負債	—	29
再評価に係る繰延税金負債	3,359	3,357
支払承諾	3,257	3,718
負債の部合計	1,942,815	2,036,103
純資産の部		
資本金	12,014	12,014
資本剰余金	9,402	9,402
利益剰余金	91,566	97,056
株主資本合計	112,983	118,473
その他有価証券評価差額金	△4,989	△4,917
土地再評価差額金	6,349	6,403
退職給付に係る調整累計額	379	433
その他の包括利益累計額合計	1,739	1,919
非支配株主持分	1,687	1,795
純資産の部合計	116,410	122,188
負債及び純資産の部合計	2,059,226	2,158,291

■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
経常収益	15,932	19,085
資金運用収益	11,005	12,214
(うち貸出金利息)	(8,786)	(9,882)
(うち有価証券利息配当金)	(2,032)	(2,216)
役務取引等収益	2,433	2,696
その他業務収益	2,310	2,523
その他経常収益	182	1,651
経常費用	11,751	14,423
資金調達費用	274	468
(うち預金利息)	(212)	(255)
役務取引等費用	1,103	1,120
その他業務費用	2,584	5,083
営業経費	7,321	7,363
その他経常費用	467	387
経常利益	4,180	4,662
特別利益	—	0
特別損失	130	92
税金等調整前中間純利益	4,050	4,570
法人税、住民税及び事業税	1,003	1,562
法人税等調整額	△0	10
法人税等合計	1,002	1,572
中間純利益	3,048	2,997
非支配株主に帰属する中間純利益	59	46
親会社株主に帰属する中間純利益	2,988	2,951

■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
中間純利益	3,048	2,997
その他の包括利益	△6,852	△668
その他有価証券評価差額金	△6,835	△642
退職給付に係る調整累計額	△17	△25
中間包括利益	△3,804	2,328
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△3,841	2,256
非支配株主に係る中間包括利益	37	72

■中間連結株主資本等変動計算書

令和4年度中間期（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	12,014	9,402	88,843	110,261
当中間期変動額				
剰余金の配当			△302	△302
親会社株主に帰属する 中間純利益			2,988	2,988
土地再評価差額金の取崩			37	37
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	2,722	2,722
当中間期末残高	12,014	9,402	91,566	112,983

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,823	6,386	396	8,606	1,649	120,517
当中間期変動額						
剰余金の配当						△302
親会社株主に帰属する 中間純利益						2,988
土地再評価差額金の取崩						37
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△6,812	△37	△17	△6,867	37	△6,829
当中間期変動額合計	△6,812	△37	△17	△6,867	37	△4,107
当中間期末残高	△4,989	6,349	379	1,739	1,687	116,410

令和5年度中間期（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	12,014	9,402	94,538	115,955
当中間期変動額				
剰余金の配当	—	—	△378	△378
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	2,951	2,951
土地再評価差額金の取崩	—	—	△54	△54
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	2,518	2,518
当中間期末残高	12,014	9,402	97,056	118,473

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△4,249	6,349	459	2,559	1,723	120,238
当中間期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△378
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	—	—	—	2,951
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	△54
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△668	54	△25	△640	72	△567
当中間期変動額合計	△668	54	△25	△640	72	1,950
当中間期末残高	△4,917	6,403	433	1,919	1,795	122,188

■中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区 分	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,050	4,570
減価償却費	419	403
減損損失	101	84
貸倒引当金の増減(△)	231	△241
賞与引当金の増減額(△は減少)	1	△0
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△23	△15
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△140	△78
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	3	2
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	△2	△3
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△8	15
資金運用収益	△11,005	△12,214
資金調達費用	274	468
有価証券関係損益(△)	177	215
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△19	△17
為替差損益(△は益)	△7,435	△4,579
固定資産処分損益(△は益)	28	7
貸出金の純増(△)減	△37,433	△43,670
預金の純増減(△)	31,681	72,693
譲渡性預金の純増減(△)	△700	△600
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△27,004	27,528
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	28	236
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	9,267	795
外国為替(資産)の純増(△)減	△4,501	△1,954
外国為替(負債)の純増減(△)	1	7
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	△63	△533
資金運用による収入	10,944	11,917
資金調達による支出	△283	△479
その他	333	△8,426
小計	△31,076	46,131
法人税等の支払額	△1,525	△1,229
営業活動によるキャッシュ・フロー	△32,601	44,902
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△32,595	△26,856
有価証券の売却による収入	11,049	33,991
有価証券の償還による収入	14,580	9,519
金銭の信託の減少による収入	—	—
有形固定資産の取得による支出	△344	△458
有形固定資産の売却による収入	11	13
無形固定資産の取得による支出	△120	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,419	16,210
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△302	△378
リース債務の返済による支出	△19	△11
財務活動によるキャッシュ・フロー	△322	△389
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	2
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△40,339	60,725
現金及び現金同等物の期首残高	247,338	185,097
現金及び現金同等物の中間期末残高	206,999	245,823

■連結注記表（令和5年度中間期）

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等
- | | |
|--|----------------|
| | 2社 |
| | トモニリース株式会社 |
| | 香川ビジネスサービス株式会社 |
- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等

2社
トモニカード株式会社
地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日

2社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	17年～50年
その他	5年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,713百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見込額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
15. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
 投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益13百万円を計上しております。

会計方針の変更

（割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準の変更）

当行の連結子会社であるトモニリース株式会社は、割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準について、従来より、「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（業種別監査委員会報告第19号 平成12年11月14日）に基づき、割賦売上高と割賦売上原価を両建計上する処理を行ってまいりましたが、当中間連結会計期間にリースシステムを変更したことに伴い、経済実態をより適切に中間連結財務諸表に反映させることが可能となったことから、当中間連結会計期間の期首より、利息相当額のみを売上高に計上する方法に変更しております。なお、当該変更は遡及適用しておりますが、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

また、割賦販売取引に含まれる利息相当額の計上方法については、従来、定額法を採用してまいりましたが、上記のシステム変更に伴い、当中間連結会計期間の期首より、原則的な方法である利息法に変更しております。なお、当該変更が過去の期間に与える影響は軽微であるため、遡及適用しておりません。

この変更による当中間連結累計期間の税金等調整前中間純利益に与える影響も軽微であります。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社の株式を除く） 293百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,914百万円
危険債権額	21,871百万円
三月以上延滞債権額	20百万円
貸出条件緩和債権額	2,128百万円
合計額	29,935百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,870百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	115,175百万円
貸出金	10,281百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	95,000百万円
債券貸借取引受入担保金	9,452百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産14,519百万円及び預け金31百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金239百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、208,960百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが201,264百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 13,505百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は30,974百万円であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益41百万円及び株式等売却益1,564百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸出金償却312百万円を含んでおります。

3. 「特別利益」は、固定資産処分益0百万円であります。

4. 「特別損失」は、固定資産処分損8百万円及び減損損失84百万円であります。

5. 当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額84百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地59百万円及び建物25百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼働資産	営業用土地	香川県内	35百万円
		愛媛県内	23百万円
	営業用建物	香川県内	10百万円
		愛媛県内	14百万円

稼働資産については、営業店（またはグループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグループピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	75,688	—	—	75,688	

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和5年5月15日 取締役会	普通株式	378百万円	5.00円	令和5年3月31日	令和5年6月9日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和5年11月14日 取締役会	普通株式	416百万円	利益剰余金	5.50円	令和5年9月30日	令和5年11月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	246,140百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	317百万円
現金及び現金同等物	245,823百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注1)参照)。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	32	32	—
(2) 金銭の信託	1,017	1,017	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	30,974	30,797	△177
その他有価証券(*1)	271,354	271,354	—
(4) 貸出金	1,537,515		
貸倒引当金(*2)	△8,453		
	1,529,062	1,516,992	△12,069
資産計	1,832,440	1,820,193	△12,247
(1) 預金	1,868,897	1,868,922	25
(2) 譲渡性預金	38,350	38,357	7
(3) 借用金	104,388	104,380	△8
負債計	2,011,636	2,011,660	24
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,133)	(1,133)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(1,133)	(1,133)	—

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「その他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式(*1)(*2)	1,529
組合出資金(*3)	1,416

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理を行ったものはありません。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,017	—	1,017
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債	32	—	—	32
その他有価証券				
国債・地方債等	39,148	61,389	—	100,538
社債	—	7,204	—	7,204
株式	14,797	—	—	14,797
その他	11,763	131,994	—	143,758
デリバティブ取引				
通貨関連	—	43	—	43
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
資産計	65,742	201,649	—	267,392
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1,142	—	1,142
クレジット・デリバティブ	—	—	35	35
負債計	—	1,142	35	1,177

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は5,055百万円であります。

① 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整額（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさいこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上					
5,022	—	33	△1	5,055	—	5,055	—

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	30,797	30,797
貸出金	—	—	1,516,992	1,516,992
資産計	—	—	1,547,789	1,547,789
預金	—	1,868,922	—	1,868,922
譲渡性預金	—	38,357	—	38,357
借入金	—	95,000	9,380	104,380
負債計	—	2,002,280	9,380	2,011,660

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン(住宅ローン及び消費者ローン)については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、割引現在価値等により算定した価額によっております。

時価に対して観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、通貨関連取引(為替予約等)が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブが含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (令和5年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	現在価値技法	倒産確率	0.00%	0.00%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (令和5年9月30日) (単位: 百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1)
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上					
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	△42	0	—	6	—	—	△35	0

(*1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当行グループは、各取引部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率の著しい増加(減少)は、単独では、時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (令和5年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	12,353	12,433	79
	その他	—	—	—
	小計	12,353	12,433	79
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	18,620	18,364	△256
	その他	—	—	—
	小計	18,620	18,364	△256
合計		30,974	30,797	△177

2. その他有価証券（令和5年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,728	6,636	8,092
	債券	609	604	4
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	609	604	4
	その他	30,271	28,419	1,852
	小計	45,609	35,660	9,949
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	69	77	△7
	債券	107,133	110,762	△3,629
	国債	39,148	41,824	△2,675
	地方債	61,389	62,260	△871
	短期社債	—	—	—
	社債	6,595	6,677	△81
	その他	118,541	131,825	△13,283
	小計	225,744	242,664	△16,920
合計		271,354	278,325	△6,970

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、409百万円（うち、債券106百万円及びその他303百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（令和5年9月30日現在）
該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（令和5年9月30日現在）
該当ありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	当中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
役務取引等収益	1,621
預金・貸出金業務	251
為替業務	381
証券関連業務	300
代理業務	54
保護預り・貸金庫業務	13
その他業務	619
顧客との契約から生じる経常収益	1,621
上記以外の経常収益	17,464

（注）役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

（1株当たり情報）

1 株当たりの純資産額 1,590円63銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益 39円60銭

単体決算の状況

■業績の状況（単体）

当中間会計期間（令和5年4月1日～令和5年9月30日）における損益状況は、経常収益は、貸出金利息及び株式等売却益が増加したこと等により、前中間会計期間比2,921百万円増加して16,655百万円となりました。

また、コア業務粗利益は、資金利益が増加したこと等により、同429百万円増加して12,153百万円となり、銀行本業の収益を示すコア業務純益は、同377百万円増加して4,983百万円となりました。

経常利益は、同438百万円増加して4,533百万円となり、中間純利益は、法人税等の影響により、同29百万円減少して2,911百万円となりました。

当中間会計期間末における主要勘定残高の状況は、譲渡性預金を含む預金等残高は、個人・法人預金ともに増加し、前事業年度末比717億円増加して1兆9,079億円となりました。預り資産を加えた総預り資産残高は、同722億円増加して2兆472億円となりました。また、貸出金残高は、中小企業・個人向け貸出等に積極的に取り組みました結果、同437億円増加して1兆5,422億円となりました。

なお、自己資本比率（国内基準）は9.54%となりました。

■主要な経営指標等の推移（単体）

項目	期別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度
		中間期	中間期	中間期		
経常収益	百万円	13,411	13,734	16,655	27,318	28,772
経常利益	百万円	3,994	4,095	4,533	8,023	8,835
中間純利益	百万円	2,755	2,940	2,911	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	5,541	6,228
資本金	百万円	12,014	12,014	12,014	12,014	12,014
発行済株式総数	千株	75,688	75,688	75,688	75,688	75,688
純資産額	百万円	119,925	113,171	118,695	117,328	116,851
総資産額	百万円	2,044,063	2,047,449	2,145,135	2,037,972	2,048,096
預金残高	百万円	1,737,492	1,800,099	1,869,630	1,768,252	1,797,253
貸出金残高	百万円	1,377,700	1,449,012	1,542,259	1,411,511	1,498,525
有価証券残高	百万円	326,583	337,025	305,511	333,878	318,213
1株当たり配当額	円	4.00	4.50	5.50	8.00	9.50
自己資本比率	%	5.86	5.52	5.53	5.75	5.70
単体自己資本比率（国内基準）	%	9.60	9.47	9.54	9.57	9.46
従業員数	人	1,017	973	947	975	938
[外、平均臨時従業員数]	人	[163]	[145]	[138]	[160]	[143]

（注）1. 自己資本比率は、中間（期末）純資産の部合計を中間（期末）資産の部の合計で除して算出しております。

2. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

当行は、国内基準を採用しております。

中間財務諸表

■ 中間貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)
資産の部		
現金預け金	207,388	245,969
商品有価証券	81	32
金銭の信託	1,019	1,017
有価証券	337,025	305,511
貸出金	1,449,012	1,542,259
外国為替	9,238	5,249
その他資産	15,924	16,504
その他の資産	15,924	16,504
有形固定資産	27,417	27,322
無形固定資産	391	343
前払年金費用	2,352	2,632
繰延税金資産	3,187	2,981
支払承諾見返	3,257	3,718
貸倒引当金	△8,847	△8,407
資産の部合計	2,047,449	2,145,135

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)
負債の部		
預金	1,800,099	1,869,630
譲渡性預金	28,300	38,350
債券貸借取引受入担保金	9,267	9,452
借入金	76,010	95,008
外国為替	10	12
その他負債	13,488	6,435
未払法人税等	915	1,524
リース債務	27	8
資産除去債務	129	125
その他の負債	12,415	4,776
賞与引当金	297	307
役員賞与引当金	12	16
睡眠預金払戻損失引当金	96	63
偶発損失引当金	76	86
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	3,359	3,357
支払承諾	3,257	3,718
負債の部合計	1,934,277	2,026,439
純資産の部		
資本金	12,014	12,014
資本剰余金	9,339	9,339
資本準備金	9,339	9,339
利益剰余金	90,484	95,909
利益準備金	2,674	2,674
その他利益剰余金	87,809	93,234
圧縮積立金	21	20
別途積立金	43,436	43,436
繰越利益剰余金	44,350	49,777
株主資本合計	111,837	117,263
その他有価証券評価差額金	△5,015	△4,971
土地再評価差額金	6,349	6,403
評価・換算差額等合計	1,333	1,432
純資産の部合計	113,171	118,695
負債及び純資産の部合計	2,047,449	2,145,135

■ 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)		令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	
経常収益		13,734		16,655
資金運用収益		11,017		12,226
(うち貸出金利息)		(8,807)		(9,904)
(うち有価証券利息配当金)		(2,022)		(2,207)
役務取引等収益		2,415		2,681
その他業務収益		116		27
その他経常収益		184		1,720
経常費用		9,638		12,122
資金調達費用		253		447
(うち預金利息)		(212)		(255)
役務取引等費用		1,141		1,151
その他業務費用		639		2,963
営業経費		7,140		7,181
その他経常費用		464		379
経常利益		4,095		4,533
特別利益		—		0
固定資産処分益		—		0
特別損失		130		92
固定資産処分損		28		8
減損損失		101		84
税引前中間純利益		3,965		4,441
法人税、住民税及び事業税		1,001		1,559
法人税等調整額		23		△28
法人税等合計		1,024		1,530
中間純利益		2,940		2,911

■ 中間株主資本等変動計算書

令和4年度中間期（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	12,014	9,339	9,339	2,674	22	43,436	41,675	87,809	109,162
当中間期変動額									
剰余金の配当							△302	△302	△302
中間純利益							2,940	2,940	2,940
圧縮積立金の取崩					△0		0	—	—
土地再評価差額金の取崩							37	37	37
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△0	—	2,675	2,675	2,675
当中間期末残高	12,014	9,339	9,339	2,674	21	43,436	44,350	90,484	111,837

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,779	6,386	8,166	117,328
当中間期変動額				
剰余金の配当				△302
中間純利益				2,940
圧縮積立金の取崩				—
土地再評価差額金の取崩				37
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△6,794	△37	△6,832	△6,832
当中間期変動額合計	△6,794	△37	△6,832	△4,157
当中間期末残高	△5,015	6,349	1,333	113,171

令和5年度中間期（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	12,014	9,339	9,339	2,674	21	43,436	47,298	93,431	114,784
当中間期変動額									
剰余金の配当							△378	△378	△378
中間純利益							2,911	2,911	2,911
圧縮積立金の取崩					△0		0	—	—
土地再評価差額金の取崩							△54	△54	△54
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△0	—	2,478	2,478	2,478
当中間期末残高	12,014	9,339	9,339	2,674	20	43,436	49,777	95,909	117,263

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△4,282	6,349	2,066	116,851
当中間期変動額				
剰余金の配当				△378
中間純利益				2,911
圧縮積立金の取崩				—
土地再評価差額金の取崩				△54
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△688	54	△634	△634
当中間期変動額合計	△688	54	△634	1,843
当中間期末残高	△4,971	6,403	1,432	118,695

■個別注記表 (令和5年度中間期)

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	17年～50年
その他	5年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,713百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理
 - (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

- (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. ヘッジ会計の方法
- (1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益13百万円を計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 1,017百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 5,842百万円 |
| 危険債権額 | 21,871百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 20百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 2,128百万円 |
| 合計額 | 29,863百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,870百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 115,175百万円 |
| 貸出金 | 10,281百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借入金 | 95,000百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 9,452百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他の資産14,512百万円及び預け金31百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、保証金232百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、210,960百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが203,264百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 13,382百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は30,974百万円であります。

（中間損益計算書関係）

- 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益63百万円、償却債権取立益41百万円及び株式等売却益1,564百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸出金償却312百万円を含んでおります。
- 「特別利益」は、固定資産処分益0百万円であります。
- 「特別損失」は、固定資産処分損8百万円及び減損損失84百万円であります。
- 当中間期において、継続的な地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額84百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地59百万円及び建物25百万円であります。

用途	種類	場所	金額（百万円）
稼動資産	営業用土地	香川県内	35
		愛媛県内	23
	営業用建物	香川県内	10
		愛媛県内	14

営業用店舗については、営業店（またはグループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は、「売却予定額」に基づき評価しております。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,074百万円
有価証券評価損	153
減価償却費	327
未払事業税	102
その他有価証券評価差額金	2,223
その他	822
繰延税金資産小計	6,703
評価性引当額	△3,073
繰延税金資産合計	3,630
繰延税金負債	
退職給付関係	613
その他	35
繰延税金負債合計	649
繰延税金資産の純額	2,981百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	1,568円20銭
1株当たりの中間純利益	38円46銭

財務諸表に係る確認書

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月7日付金監第2835号）に基づく、当行の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

令和5年11月21日

確認書

株式会社 香川銀行
取締役頭取 山田 径男

私は、当行の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）に係る中間財務諸表・中間連結財務諸表の適正性、及び中間財務諸表・中間連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

以 上

損益の状況

■ 業務粗利益及び業務純益

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	国内業務部門	国際業務部門	国内業務部門	国際業務部門
業務粗利益	11,515		10,373	
業務粗利益率	1.15%		0.98%	
業務純益	4,520		3,204	
実質業務純益	4,398		3,204	
コア業務純益	4,606		4,983	
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	4,364		4,970	

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

■ 国内・国際業務部門別収支

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収益	10,017	1,012	(12)	10,198	2,037	(9)
			11,017			12,226
資金調達費用	207	58	(12)	159	297	(9)
			253			446
資金運用収支	9,810	954	10,764	10,039	1,740	11,779
役務取引等収益	2,405	9	2,415	2,671	9	2,681
役務取引等費用	1,134	7	1,141	1,147	4	1,151
役務取引等収支	1,271	2	1,273	1,524	5	1,529
その他業務収益	115	0	116	26	0	27
その他業務費用	310	328	639	765	2,197	2,963
その他業務収支	△194	△327	△522	△739	△2,196	△2,935

(注) 1. () 内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であります。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

■ 役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	2,405	9	2,415	2,671	9	2,681
うち預金・貸出業務	1,005	—	1,005	1,254	—	1,254
うち為替業務	374	8	383	372	8	381
うち証券関連業務	72	—	72	101	—	101
うち代理業務	54	—	54	54	—	54
うち保護預り・貸金庫業務	14	—	14	13	—	13
うち保証業務	50	1	51	50	1	51
役務取引等費用	1,134	7	1,141	1,147	4	1,151
うち為替業務	31	7	38	31	4	35
役務取引等収支	1,271	2	1,273	1,524	5	1,529

■ その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収益	115	0	116	26	0	27
うち外国為替売買益	—	—	—	—	—	—
うち商品有価証券売買益	—	—	—	0	—	0
うち国債等債券売却益	102	0	103	—	—	—
うち国債等債券償還益	—	—	—	—	—	—
うち金融派生商品収益	7	—	7	0	—	0
うちその他の業務収益	5	0	5	26	0	26
その他業務費用	310	328	639	765	2,197	2,963
うち外国為替売買損	—	326	326	—	1,180	1,180
うち商品有価証券売買損	0	—	0	—	—	—
うち国債等債券売却損	310	1	312	353	1,016	1,370
うち国債等債券償還損	—	—	—	—	—	—
うち国債等債券償却	—	—	—	409	—	409
うち金融派生商品費用	—	—	—	—	—	—
うちその他の業務費用	—	—	—	2	—	2
その他業務収支	△194	△327	△522	△739	△2,196	△2,935

■資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り

国内業務部門

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	(110,860) 1,968,345	(12) 10,017	1.01	(116,880) 2,065,363	(9) 10,198	0.98
うち貸出金	1,371,485	8,404	1.22	1,460,060	8,867	1.21
うち商品有価証券	86	0	0.63	51	0	0.54
うち有価証券	264,702	1,414	1.06	263,724	1,216	0.92
うちコールローン	15,136	△1	△0.02	—	—	—
うち預け金	206,074	185	0.17	224,647	101	0.08
資金調達勘定	1,896,525	207	0.02	1,990,939	159	0.01
うち預金	1,773,519	201	0.02	1,813,909	225	0.02
うち譲渡性預金	26,814	5	0.03	37,170	6	0.03
うちコールマネー	1,584	△0	△0.00	37,196	△2	△0.01
うち債券貸借取引受入担保金	6,638	0	0.01	20,119	1	0.00
うち借入金	88,939	—	—	83,533	△72	△0.17

国際業務部門

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	136,726	1,012	1.47	150,847	2,037	2.69
うち貸出金	56,478	403	1.42	72,956	1,036	2.83
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	70,470	607	1.72	67,190	990	2.93
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
資金調達勘定	(110,860) 135,374	(12) 58	0.08	(116,880) 149,615	(9) 297	0.39
うち預金	22,104	10	0.09	23,580	29	0.24
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	2,399	35	2.93	9,138	258	5.64
うち借入金	—	—	—	—	—	—

合計

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,994,211	11,017	1.10	2,099,330	12,226	1.16
うち貸出金	1,427,963	8,807	1.23	1,533,016	9,904	1.28
うち商品有価証券	86	0	0.63	51	0	0.54
うち有価証券	335,173	2,022	1.20	330,914	2,207	1.33
うちコールローン	15,136	△1	△0.02	—	—	—
うち預け金	206,074	185	0.17	224,647	101	0.08
資金調達勘定	1,921,039	253	0.02	2,023,673	446	0.04
うち預金	1,795,624	212	0.02	1,837,490	255	0.02
うち譲渡性預金	26,814	5	0.03	37,170	6	0.03
うちコールマネー	1,584	△0	△0.00	37,196	△2	△0.01
うち債券貸借取引受入担保金	9,037	35	0.78	29,257	259	1.76
うち借入金	88,939	—	—	83,533	△72	△0.17

- (注) 1. 「国内業務部門」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和4年度中間期4,951百万円、令和5年度中間期5,278百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和4年度中間期1,000百万円、令和5年度中間期1,000百万円）及び利息（令和4年度中間期0百万円、令和5年度中間期17百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
2. 「国際業務部門」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除することになっておりますが、令和4年度中間期、令和5年度中間期とも無利息預け金の平均残高、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息はございません。
3. 「合計」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和4年度中間期4,951百万円、令和5年度中間期5,278百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和4年度中間期1,000百万円、令和5年度中間期1,000百万円）及び利息（令和4年度中間期0百万円、令和5年度中間期17百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
4. ()内は「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であり、両部門合計ではそれぞれ相殺して記載しております。
5. 「国際業務部門」の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方法）により算出しております。

■受取利息・支払利息の分析

国内業務部門

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	176	233	409	479	△297	181
うち貸出金	264	△169	94	537	△74	463
うち商品有価証券	△0	△0	△0	△0	△0	△0
うち有価証券	0	191	192	△4	△193	△197
うちコールローン	△0	△0	△0	1	—	1
うち預け金	△38	161	123	8	△92	△84
支払利息	2	△67	△64	7	△55	△48
うち預金	4	△69	△64	5	19	24
うち譲渡性預金	△0	0	△0	1	△0	1
うちコールマネー	△0	△0	△0	△1	△0	△2
うち債券貸借取引受入担保金	0	—	0	0	△0	0
うち借入金	—	△0	△0	4	△77	△72

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

国際業務部門

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	280	179	459	190	834	1,024
うち貸出金	108	64	173	234	398	633
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	173	111	284	△48	430	382
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
支払利息	15	23	39	28	210	238
うち預金	3	0	3	1	16	18
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	35	—	35	190	32	223
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

合計

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	246	622	868	612	596	1,208
うち貸出金	360	△92	267	678	418	1,096
うち商品有価証券	△0	△0	△0	△0	△0	△0
うち有価証券	121	355	476	△28	212	184
うちコールローン	△0	△0	△0	1	—	1
うち預け金	△38	161	123	8	△92	△84
支払利息	4	△30	△25	22	171	193
うち預金	5	△66	△61	5	37	43
うち譲渡性預金	△0	0	△0	1	△0	1
うちコールマネー	△0	△0	△0	△1	△0	△2
うち債券貸借取引受入担保金	35	—	35	179	44	223
うち借入金	—	△0	△0	4	△77	△72

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

諸比率

■ 利益率

(単位：%)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
総資産経常利益率	0.40	0.43
資本経常利益率	7.08	7.67
総資産中間純利益率	0.28	0.27
資本中間純利益率	5.08	4.93

(注) 1. 総資産経常(中間純)利益率 = $\frac{\text{経常(中間純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

2. 資本経常(中間純)利益率 = $\frac{\text{経常(中間純)利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

■ 利鞘

(単位：%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	1.01	1.47	1.10	0.98	2.69	1.16
資金調達原価	0.76	0.19	0.76	0.72	0.48	0.75
総資金利鞘	0.25	1.28	0.34	0.26	2.21	0.41

■ 預貸率

(単位：%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末残高	76.96	242.17	79.25	77.65	363.71	80.83
期中平均残高	76.17	255.50	78.35	78.87	309.38	81.77

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

■ 預証率

(単位：%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末残高	14.59	291.58	18.43	13.06	278.05	16.01
期中平均残高	14.70	318.80	18.39	14.24	284.93	17.65

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

預金

■預金科目別残高（中間期末）

（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	1,774,790	25,309	1,800,099	1,848,428	21,201	1,869,630
流動性預金	1,002,760	—	1,002,760	1,043,562	—	1,043,562
定期性預金	769,808	—	769,808	800,249	—	800,249
その他預金	2,221	25,309	27,530	4,616	21,201	25,817
譲渡性預金	28,300	—	28,300	38,350	—	38,350
合計	1,803,090	25,309	1,828,399	1,886,778	21,201	1,907,980

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

■預金科目別平均残高

（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	1,773,519	22,104	1,795,624	1,813,909	23,580	1,837,490
流動性預金	997,317	—	997,317	1,035,824	—	1,035,824
定期性預金	772,845	—	772,845	774,622	—	774,622
その他預金	3,357	22,104	25,461	3,462	23,580	27,043
譲渡性預金	26,814	—	26,814	37,170	—	37,170
合計	1,800,333	22,104	1,822,438	1,851,079	23,580	1,874,660

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■定期預金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	期間						合計
		3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	
定期預金	令和4年度中間期	182,228	148,093	329,995	51,323	33,611	13,018	758,273
	令和5年度中間期	207,406	172,824	316,489	38,102	42,138	11,923	788,887
うち固定金利 定期預金	令和4年度中間期	181,897	147,666	328,981	49,200	31,375	13,014	752,135
	令和5年度中間期	206,954	172,297	315,456	35,994	39,921	11,921	782,546
うち変動金利 定期預金	令和4年度中間期	331	427	1,014	2,123	2,236	4	6,137
	令和5年度中間期	452	527	1,033	2,108	2,217	2	6,341

（注）1. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

2. 本表の預金残高には、積立定期預金を含んでおりません。

貸出金

■貸出金種類別残高（中間期末）

（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	76,748	38	76,786	62,221	617	62,838
証書貸付	1,170,205	61,254	1,231,460	1,241,363	76,496	1,317,859
当座貸越	134,731	—	134,731	154,689	—	154,689
割引手形	6,033	—	6,033	6,870	—	6,870
合計	1,387,719	61,292	1,449,012	1,465,145	77,113	1,542,259

■貸出金種類別平均残高

（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	77,720	38	77,758	69,124	400	69,525
証書貸付	1,160,928	56,440	1,217,369	1,231,346	72,556	1,303,902
当座貸越	127,107	—	127,107	153,656	—	153,656
割引手形	5,728	—	5,728	5,932	—	5,932
合計	1,371,485	56,478	1,427,963	1,460,060	72,956	1,533,016

（注）国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■貸出金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合計
		貸出金	令和4年度中間期	176,932	122,668	113,007	70,627	
	令和5年度中間期	189,370	103,220	112,279	119,410	882,878	135,102	1,542,259
うち変動金利	令和4年度中間期		39,352	50,940	32,208	347,394	9,032	
	令和5年度中間期		39,404	49,130	36,604	371,465	8,499	
うち固定金利	令和4年度中間期		83,316	62,066	38,418	503,815	105,536	
	令和5年度中間期		63,815	63,148	82,805	511,412	126,603	

（注）残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしております。

■貸出金担保別内訳

（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
有価証券	3,138	3,202
債権	4,759	4,514
商品	—	—
不動産	293,317	306,055
その他	—	891
小計	301,214	314,663
保証	547,137	558,124
信用	600,660	669,470
合計	1,449,012	1,542,259

■支払承諾見返の担保別内訳

（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
有価証券	—	—
債権	5	6
商品	—	—
不動産	55	42
その他	—	—
小計	61	48
保証	—	—
信用	3,196	3,670
合計	3,257	3,718

■貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

業種別	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内店分 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,449,012	100.00	1,542,259	100.00
製造業	92,895	6.41	95,696	6.20
農業、林業	3,797	0.26	3,309	0.21
漁業	2,781	0.19	3,466	0.22
鉱業、採石業、砂利採取業	2,450	0.16	2,445	0.15
建設業	76,232	5.26	81,731	5.29
電気・ガス・熱供給・水道業	17,330	1.19	20,594	1.33
情報通信業	4,336	0.29	4,489	0.29
運輸業、郵便業	105,430	7.27	129,195	8.37
卸売業、小売業	113,843	7.85	120,084	7.78
金融業、保険業	24,745	1.70	35,621	2.30
不動産業、物品賃貸業	324,943	22.42	346,574	22.47
各種サービス業	190,505	13.14	192,468	12.47
地方公共団体	57,047	3.93	66,187	4.29
その他	432,671	29.85	440,392	28.55
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,449,012		1,542,259	

■貸出金の使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	893,163	61.63	945,646	61.32
運転資金	555,848	38.36	596,612	38.68
合計	1,449,012	100.00	1,542,259	100.00

■中小企業等貸出状況

(単位：百万円、件)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
中小企業等貸出金残高 ①	1,318,883	1,388,741
総貸出金残高 ②	1,449,012	1,542,259
中小企業等貸出金比率 ①/②	91.01%	90.04%
中小企業等貸出先件数 ③	61,547	60,794
総貸出先件数 ④	61,709	60,968
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	99.73%	99.71%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

■特定海外債権残高

該当ありません。

■貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区分	令和4年度中間期					令和5年度中間期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	4,129	4,006	—	4,129	4,006	4,457	4,277	—	4,457	4,277
個別貸倒引当金	4,467	4,841	88	4,379	4,841	4,145	4,129	131	4,013	4,129
合計	8,596	8,847	88	8,508	8,847	8,602	8,407	131	8,470	8,407

(注) 期中減少額(その他)は、洗替による取崩額であります。

■貸出金償却額

(単位：百万円)

区分	令和4年度中間期	令和5年度中間期
貸出金償却額	9	312

■リスク管理債権額

(単位：百万円)

区分	令和4年度中間期	令和5年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,157	5,842
危険債権額	20,353	21,871
三月以上延滞債権額	26	20
貸出条件緩和債権額	1,218	2,128
合計	27,756	29,863
正常債権額	1,453,297	1,547,904
部分直接償却実施額	3,669	3,713
総与信残高(末残)	1,481,053	1,577,768

(注) リスク管理債権の定義は、94ページをご参照ください。

■金融再生法に基づく資産の査定額

(単位：百万円)

区分	令和4年度中間期	令和5年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,157	5,842
危険債権	20,353	21,871
要管理債権	1,245	2,149
合計	27,756	29,863
正常債権	1,453,297	1,547,904
総与信残高(末残)	1,481,053	1,577,768
部分直接償却実施額	3,669	3,713
総与信残高比	①/②	①/②
	1.87%	1.89%

(注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

(2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

(3)要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権のこと。

(4)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、前記(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

証券

■商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
商品国債	86	51
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
合計	86	51

■有価証券種類別残高（中間期末）

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	34,135	—	34,135	39,148	—	39,148
地方債	62,773	—	62,773	61,389	—	61,389
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	61,316	—	61,316	38,179	—	38,179
株式	17,857	—	17,857	16,565	—	16,565
その他の証券	87,144	73,798	160,942	91,277	58,952	150,229
うち外国債券	—	73,798	73,798	—	58,952	58,952
うち外国株式	—	—	—	—	—	—
合計	263,226	73,798	337,025	246,559	58,952	305,511

■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	32,193	—	32,193	38,797	—	38,797
地方債	63,444	—	63,444	62,449	—	62,449
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	63,973	—	63,973	53,364	—	53,364
株式	12,356	—	12,356	11,725	—	11,725
その他の証券	92,734	70,470	163,205	97,387	67,190	164,577
うち外国債券	—	70,470	70,470	—	67,190	67,190
うち外国株式	—	—	—	—	—	—
合計	264,702	70,470	335,173	263,724	67,190	330,914

(注) 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	期間 期別	期間の定めのないもの							合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	
国債	令和4年度中間期	—	—	—	—	19,682	14,453	—	34,135
	令和5年度中間期	—	—	—	3,255	18,927	16,965	—	39,148
地方債	令和4年度中間期	897	9,317	12,309	32,979	7,269	—	—	62,773
	令和5年度中間期	891	12,989	25,873	21,634	—	—	—	61,389
短期社債	令和4年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	令和4年度中間期	7,464	19,908	20,819	8,451	4,673	—	—	61,316
	令和5年度中間期	6,807	17,663	12,537	1,074	96	—	—	38,179
株式	令和4年度中間期	—	—	—	—	—	—	17,857	17,857
	令和5年度中間期	—	—	—	—	—	—	16,565	16,565
その他の証券	令和4年度中間期	7,795	22,225	27,368	11,739	62,296	7,178	22,339	160,942
	令和5年度中間期	5,009	13,406	26,312	7,525	64,243	7,257	26,474	150,229
うち外国債券	令和4年度中間期	7,409	18,445	16,363	8,298	22,339	941	—	73,798
	令和5年度中間期	4,804	6,174	16,323	6,456	24,281	912	—	58,952
うち外国株式	令和4年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—

時価等情報

■有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	15,920	16,047	127	12,353	12,433	79
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	15,920	16,047	127	12,353	12,433	79
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	12,085	11,904	△180	18,620	18,364	△256
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	12,085	11,904	△180	18,620	18,364	△256
合計		28,006	27,952	△53	30,974	30,797	△177

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	—	—	—	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	758	758
関連法人等株式	15	15

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,302	8,509	5,793	14,255	6,511	7,744
	債券	3,694	3,656	37	609	604	4
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,694	3,656	37	609	604	4
	その他	26,482	24,331	2,150	30,271	28,419	1,852
	小計	44,479	36,497	7,982	45,137	35,536	9,601
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,861	2,128	△267	69	77	△7
	債券	126,525	128,690	△2,164	107,133	110,762	△3,629
	国債	34,135	35,404	△1,268	39,148	41,824	△2,675
	地方債	62,773	63,253	△479	61,389	62,260	△871
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	29,616	30,032	△416	6,595	6,677	△81
その他	133,148	146,024	△12,875	118,541	131,825	△13,283	
	小計	261,535	276,843	△15,307	225,744	242,664	△16,920
合計		306,014	313,340	△7,325	270,881	278,200	△7,319

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	918	1,465
組合出資金	1,311	1,416

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

令和4年度中間期において減損処理を行ったものはありません。

令和5年度中間期における減損処理額は、409百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
評価差額	△7,302	△7,195
その他有価証券	△7,302	△7,195
その他の金銭の信託	—	—
(+) 繰延税金資産	2,286	2,223
(-) 繰延税金負債	—	—
その他有価証券評価差額金	△5,015	△4,971

デリバティブ取引関係

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

（単位：百万円）

区分	種類	令和4年度中間期				令和5年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	為替予約								
	売建	48,356	—	△2,681	△2,681	59,019	1,131	△1,141	△1,141
	買建	1,939	—	514	514	6,897	—	43	43
合計				△2,167	△2,167			△1,098	△1,098

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 区分処理を行うべき複合金融商品（債券）で組込デリバティブを合理的に区分して測定することができないものについては、当該複合金融商品全体を時価評価し、125ページ「その他有価証券」に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和4年度中間期				令和5年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	1,792	1,792	△35	△35
合計				—	—			△35	△35

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	令和4年度中間期				令和5年度中間期			
		主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	—	—	—	—	借入金	95,000	95,000	(注)
合計					—				—

- (注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

- (2) 通貨関連取引
該当ありません。
- (3) 株式関連取引
該当ありません。
- (4) 債券関連取引
該当ありません。

電子決済手段

該当ありません。

暗号資産

該当ありません。

自己資本の充実の状況（連結）

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間連結会計年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法^(注)を採用しております。

(注) 標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び連結自己資本比率（国内基準）

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	112,643	118,057
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,417	21,417
うち、利益剰余金の額	91,566	97,056
うち、自己株式の額 (△)	—	—
うち、社外流出予定額 (△)	340	416
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	379	433
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	379	433
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,146	4,412
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,146	4,412
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	873	439
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	309	162
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	118,352	123,504
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	280	244
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	280	244
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	70	26
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	2,015	2,263
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,366	2,535
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	115,986	120,968

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,177,292	1,222,183
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,367	5,602
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	5,367	5,602
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	42,962	43,883
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,220,254	1,266,067
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	9.50%	9.55%

■ 定量的な開示事項（連結）

■ その他金融機関等（告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,095	43	552	22
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	100	4	—	—
地方公共団体金融機構向け	49	1	49	1
我が国の政府関係機関向け	2,120	84	2,032	81
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,665	466	9,889	395
法人等向け	527,328	21,093	565,301	22,612
中小企業等向け及び個人向け	275,015	11,000	268,933	10,757
抵当権付住宅ローン	35,523	1,420	42,131	1,685
不動産取得等事業向け	222,619	8,904	232,682	9,307
三月以上延滞等	400	16	465	18
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	6,683	267	6,758	270
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	11,744	469	8,242	329
（うち出資等のエクスポージャー）	11,744	469	8,242	329
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	39,109	1,564	39,952	1,598
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	4,562	182	4,237	169
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	34,547	1,381	35,714	1,428
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	28,454	1,138	30,951	1,238
（うちレック・スルー方式）	28,293	1,131	30,736	1,229
（うちマンデート方式）	161	6	215	8
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250%））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,367	214	5,602	224
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	1,167,279	46,691	1,213,546	48,541

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	419	16	413	16
短期の貿易関連偶発債務	175	7	189	7
特定の取引に係る偶発債務	53	2	94	3
原契約期間が1年超のコミットメント	5,703	228	3,598	143
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,106	84	2,395	95
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—	—	—
派生商品取引	622	24	778	31
オフ・バランス取引等 計	9,080	363	7,469	298
【CVAリスク相当額に係る額】 (簡便的リスク測定方式)	933	37	1,167	46
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	—	—	—	—
合計	1,177,292	47,091	1,222,183	48,887

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク (標準的手法)	47,091	48,887
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	1,718	1,755
合計	48,810	50,642

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度中間期					令和5年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高	貸出金等(注1)			三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高	貸出金等(注1)			三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)
		貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)			貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)	
国内計	2,005,122	1,450,774	269,566	1,054	626	2,123,120	1,532,836	271,963	1,220	683
国外計	69,929	4,004	65,085	—	—	61,551	13,524	47,162	—	—
地域別合計	2,075,052	1,454,778	334,651	1,054	626	2,184,671	1,546,361	319,126	1,220	683
製造業	121,323	96,666	17,754	—	196	111,832	100,275	6,439	—	196
農業、林業	4,286	4,256	30	—	7	4,090	3,959	130	—	—
漁業	4,161	3,431	730	—	4	4,863	4,032	830	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	2,450	2,450	—	—	—	2,446	2,446	—	—	—
建設業	88,177	83,414	4,562	—	7	93,452	89,412	4,013	—	35
電気・ガス・熱供給・水道業	21,156	18,925	999	—	—	22,045	22,045	—	—	—
情報通信業	9,431	4,712	4,415	—	—	5,612	4,941	604	—	0
運輸業、郵便業	113,509	108,544	4,776	—	0	134,558	132,909	1,647	—	—
卸売業、小売業	125,306	117,077	7,519	—	3	129,410	123,233	5,491	—	28
金融業、保険業	69,996	19,635	38,708	1,024	72	69,157	31,369	29,892	1,134	58
不動産業、物品賃貸業	330,914	321,153	9,729	—	41	348,372	341,421	6,906	—	39
各種サービス業	215,944	208,350	7,513	—	79	217,822	209,827	7,912	—	25
地方公共団体	126,445	57,122	69,288	—	—	134,525	66,268	68,169	—	—
その他	841,947	409,036	168,623	29	212	906,482	414,218	187,089	85	298
業種別合計	2,075,052	1,454,778	334,651	1,054	626	2,184,671	1,546,361	319,126	1,220	683
1年以下	298,190	284,470	13,709	—	—	238,345	228,171	10,144	—	—
1年超3年以下	181,170	131,928	49,198	—	—	172,353	122,006	50,291	—	—
3年超5年以下	180,329	112,350	67,956	—	—	215,619	131,075	84,422	—	—
5年超7年以下	168,176	70,657	97,481	—	—	195,409	131,626	63,756	—	—
7年超10年以下	282,155	202,246	79,897	—	—	307,325	234,381	72,869	—	—
10年超	674,370	649,680	24,680	—	—	731,630	695,857	35,752	—	—
期間の定めのないもの	290,658	3,444	1,728	1,054	—	323,987	3,242	1,889	1,220	—
残存期間別合計	2,075,052	1,454,778	334,651	1,054	—	2,184,671	1,546,361	319,126	1,220	—

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和4年度中間期	4,267	△121	4,146
	令和5年度中間期	4,585	△173	4,412
個別貸倒引当金	令和4年度中間期	5,069	352	5,421
	令和5年度中間期	4,503	△68	4,435
特定海外債権引当勘定	令和4年度中間期	—	—	—
	令和5年度中間期	—	—	—
合計	令和4年度中間期	9,336	232	9,568
	令和5年度中間期	9,088	△241	8,847

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	5,069	351	5,421	4,503	△68	4,435
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	5,069	351	5,421	4,503	△68	4,435
製造業	987	480	1,468	1,473	194	1,668
農業、林業	118	0	119	117	0	117
漁業	80	△66	14	13	△2	10
鉱業、採石業、砂利採取業	515	11	527	—	—	—
建設業	534	7	542	497	△196	300
電気・ガス・熱供給・水道業	1	2	3	2	△0	2
情報通信業	155	△0	155	59	1	61
運輸業、郵便業	188	1	190	177	1	178
卸売業、小売業	534	△7	527	420	16	436
金融業、保険業	17	△0	17	16	△3	13
不動産業、物品賃貸業	469	△67	402	658	△25	633
各種サービス業	808	7	815	668	△15	652
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	656	△17	638	397	△39	358
業種別合計	5,069	351	5,421	4,503	△68	4,435

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種別	令和4年度中間期	令和5年度中間期
製造業	—	65
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	38
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	4	134
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	0	5
各種サービス業	5	49
地方公共団体	—	—
その他	—	17
合計	9	312

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(単位：百万円)

	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	23,881	515,645	22,839	592,438
10%	—	88,937	—	88,582
20%	71,863	1,000	64,274	—
35%	—	101,495	—	120,376
40%	500	—	—	—
50%	126,450	34	105,602	41
70%	500	—	—	—
75%	—	325,101	—	316,249
100%	4,666	770,734	2,897	815,482
150%	650	236	500	296
250%	—	1,824	—	1,694
合計	228,514	1,805,010	196,114	1,947,560

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
 該当ありません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
適格金融資産担保	36,165	36,629
適格保証又はクレジット・デリバティブ	193,766	196,050

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引

派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	703	232
グロスのアドオンの合計額 (B)	2,291	3,406
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前) (C)	2,994	3,639
派生商品取引	2,994	3,639
外国為替関連取引	1,186	859
金利関連取引	239	780
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	1,568	1,999
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	—	—
適格金融資産担保	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	2,994	3,639

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

		令和4年度中間期	令和5年度中間期
クレジット・デリバティブの種類			
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	16,412	26,019
合計	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	16,412	26,019

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	16,541		14,797	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	982		1,529	
合計	17,524	17,524	16,327	16,327

売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
売却に伴う損益の額	△1	1,454
償却に伴う損益の額	—	—

中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	5,779	8,084
中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
ルック・スルー方式	94,312	99,180
マンドレート方式	536	662
蓋然性方式(250%)	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—
合計	94,848	99,843

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドレート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準(マンドレート)に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式(250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式(400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式(1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和4年度中間期	令和5年度中間期	令和4年度中間期	令和5年度中間期
1	上方パラレルシフト	12,173	9,760	7,543	8,499
2	下方パラレルシフト	—	268	229	392
3	スティープ化	5,070	4,706		
4	最大値	12,173	9,760	7,543	8,499
5	自己資本の額	令和4年度中間期 115,986		令和5年度中間期 120,968	

- (注) 当行の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であること等の理由から、当行グループの金利リスク量計測の対象としておりません。

自己資本の充実の状況（単体）

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間事業年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法^(注)を採用しております。

(注) 標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	111,497	116,847
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,353	21,353
うち、利益剰余金の額	90,484	95,909
うち、自己株式の額 (△)	—	—
うち、社外流出予定額 (△)	340	416
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,006	4,277
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,006	4,277
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	873	439
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	116,377	121,564
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	272	239
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	272	239
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	1,636	1,830
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,908	2,069
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	114,469	119,494

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,165,905	1,209,663
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,366	5,601
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	5,366	5,601
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	41,952	42,817
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,207,857	1,252,481
単体自己資本比率		
単体自己資本比率 ((ハ) / (二))	9.47%	9.54%

■ 定量的な開示事項（単体）

■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,095	43	552	22
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	100	4	—	—
地方公共団体金融機構向け	49	1	49	1
我が国の政府関係機関向け	2,120	84	2,032	81
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,635	465	9,855	394
法人等向け	532,010	21,280	570,024	22,800
中小企業等向け及び個人向け	275,015	11,000	268,933	10,757
抵当権付住宅ローン	35,523	1,420	42,131	1,685
不動産取得等事業向け	222,619	8,904	232,682	9,307
三月以上延滞等	390	15	455	18
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	6,683	267	6,758	270
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	12,330	493	8,828	353
（うち出資等のエクスポージャー）	12,330	493	8,828	353
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	22,495	899	22,167	886
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	4,342	173	4,159	166
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	18,153	726	18,008	720
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	28,454	1,138	30,951	1,238
（うちルック・スルー方式）	28,293	1,131	30,736	1,229
（うちマンドレート方式）	161	6	215	8
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250%））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,366	214	5,601	224
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	1,155,891	46,235	1,201,025	48,041

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	419	16	413	16
短期の貿易関連偶発債務	175	7	189	7
特定の取引に係る偶発債務	53	2	94	3
原契約期間が1年超のコミットメント	5,703	228	3,598	143
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,106	84	2,395	95
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—	—	—
派生商品取引	622	24	778	31
オフ・バランス取引等 計	9,080	363	7,469	298
【CVAリスク相当額に係る額】 (簡便的リスク測定方式)	933	37	1,167	46
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	—	—	—	—
合計	1,165,905	46,636	1,209,663	48,386

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

単体総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク (標準的手法)	46,636	48,386
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	1,678	1,712
合計	48,314	50,099

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度中間期					令和5年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)
	貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)			貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)		
国内計	1,993,248	1,455,262	269,566	1,054	549	2,110,285	1,537,579	271,963	1,220	611
国外計	69,929	4,004	65,085	—	—	61,551	13,524	47,162	—	—
地域別合計	2,063,178	1,459,266	334,651	1,054	549	2,171,836	1,551,104	319,126	1,220	611
製造業	121,323	96,666	17,754	—	196	111,832	100,275	6,439	—	196
農業、林業	4,286	4,256	30	—	7	4,090	3,959	130	—	—
漁業	4,161	3,431	730	—	4	4,863	4,032	830	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	2,450	2,450	—	—	—	2,446	2,446	—	—	—
建設業	88,177	83,414	4,562	—	7	93,452	89,412	4,013	—	35
電気・ガス・熱供給・水道業	21,156	18,925	999	—	—	22,045	22,045	—	—	—
情報通信業	9,431	4,712	4,415	—	—	5,612	4,941	604	—	0
運輸業、郵便業	113,509	108,544	4,776	—	0	134,558	132,909	1,647	—	—
卸売業、小売業	125,306	117,077	7,519	—	3	129,410	123,233	5,491	—	28
金融業、保険業	70,747	19,635	38,708	1,024	72	69,908	31,369	29,892	1,134	58
不動産業、物品賃貸業	335,689	325,928	9,729	—	41	353,187	346,236	6,906	—	39
各種サービス業	215,954	208,350	7,513	—	79	217,832	209,827	7,912	—	25
地方公共団体	126,445	57,122	69,288	—	—	134,525	66,268	68,169	—	—
その他	824,537	408,750	168,623	29	135	888,071	414,147	187,089	85	226
業種別合計	2,063,178	1,459,266	334,651	1,054	549	2,171,836	1,551,104	319,126	1,220	611
1年以下	298,535	284,815	13,709	—	—	238,545	228,371	10,144	—	—
1年超3年以下	182,620	133,378	49,198	—	—	173,893	123,546	50,291	—	—
3年超5年以下	183,309	115,330	67,956	—	—	218,694	134,150	84,422	—	—
5年超7年以下	168,176	70,657	97,481	—	—	195,409	131,626	63,756	—	—
7年超10年以下	282,155	202,246	79,897	—	—	307,325	234,381	72,869	—	—
10年超	674,370	649,680	24,680	—	—	731,630	695,857	35,752	—	—
期間の定めのないもの	274,009	3,157	1,728	1,054	—	306,337	3,170	1,889	1,220	—
残存期間別合計	2,063,178	1,459,266	334,651	1,054	—	2,171,836	1,551,104	319,126	1,220	—

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和4年度中間期	4,129	△123	4,006
	令和5年度中間期	4,457	△180	4,277
個別貸倒引当金	令和4年度中間期	4,467	374	4,841
	令和5年度中間期	4,145	△16	4,129
特定海外債権引当勘定	令和4年度中間期	—	—	—
	令和5年度中間期	—	—	—
合計	令和4年度中間期	8,596	251	8,847
	令和5年度中間期	8,602	△195	8,407

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	4,467	373	4,841	4,145	△15	4,129
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	4,467	373	4,841	4,145	△15	4,129
製造業	987	480	1,468	1,473	194	1,668
農業、林業	118	0	119	117	0	117
漁業	80	△66	14	13	△2	10
鉱業、採石業、砂利採取業	515	11	527	—	—	—
建設業	534	7	542	497	△196	300
電気・ガス・熱供給・水道業	1	2	3	2	△0	2
情報通信業	155	△0	155	59	1	61
運輸業、郵便業	188	1	190	177	1	178
卸売業、小売業	534	△7	527	420	16	436
金融業、保険業	17	△0	17	16	△3	13
不動産業、物品賃貸業	469	△67	402	658	△25	633
各種サービス業	808	7	815	668	△15	652
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	54	3	58	39	13	52
業種別合計	4,467	373	4,841	4,145	△15	4,129

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種別	令和4年度中間期	令和5年度中間期
製造業	—	65
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	38
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	4	134
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	0	5
各種サービス業	5	49
地方公共団体	—	—
その他	—	17
合計	9	312

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(単位：百万円)

	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	23,881	515,644	22,839	592,437
10%	—	88,937	—	88,582
20%	71,712	1,000	64,103	—
35%	—	101,495	—	120,376
40%	500	—	—	—
50%	126,450	15	105,602	21
70%	500	—	—	—
75%	—	325,101	—	316,249
100%	4,666	759,607	2,897	827,880
150%	650	236	500	296
250%	—	1,737	—	1,663
合計	228,363	1,793,774	195,943	1,935,110

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、適用します。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
 該当ありません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
適格金融資産担保	36,259	36,721
適格保証又はクレジット・デリバティブ	193,766	196,050

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引

派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	703	232
グロスのアドオンの合計額 (B)	2,291	3,406
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前) (C)	2,994	3,639
派生商品取引	2,994	3,639
外国為替関連取引	1,186	859
金利関連取引	239	780
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	1,568	1,999
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	—	—
適格金融資産担保	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	2,994	3,639

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
クレジット・デリバティブの種類		
クレジット・デフォルト・スワップ		
プロテクションの購入	—	—
プロテクションの提供	16,412	26,019
合計		
プロテクションの購入	—	—
プロテクションの提供	16,412	26,019

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	16,164		14,325	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	1,692		2,239	
合計	17,857	17,857	16,565	16,565

売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
売却に伴う損益の額	△1	1,454
償却に伴う損益の額	—	—

中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額	5,526	7,736
中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
ルック・スルー方式	94,312	99,180
マンドレート方式	536	662
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	94,848	99,843

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドレート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準 (マンドレート) に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和4年度中間期	令和5年度中間期	令和4年度中間期	令和5年度中間期
1	上方パラレルシフト	12,173	9,760	7,543	8,499
2	下方パラレルシフト	—	268	229	392
3	スティープ化	5,070	4,706		
4	最大値	12,173	9,760	7,543	8,499
		令和4年度中間期		令和5年度中間期	
5	自己資本の額	114,469		119,494	